

平成 20 年度(2008 年度)

小金井市予算の概要

「小金井の将来を見据えた施策」を実現する予算

小金井市

目次

1	平成20年度予算編成の基本的な考え方	1
2	予算規模	2
3	歳入の概要	3
4	歳出の概要	
(1)	目的別歳出	4
(2)	性質別歳出	5
5	基金と市債の概要	
(1)	基金の状況	8
(2)	市債の状況	9
6	地方財政政策と市の主たる歳入の変動	10
7	市（一般会計）から見た後期高齢者医療特別会計創設の影響	11
8	市の家計簿	12
9	主な事業	15
10	財政用語	18

1 平成 20 年度予算編成の基本的な考え方

【編成方針】

『「行財政改革の実行」、「政策の計画的推進」、「限られた財源の重点的かつ効果的配分」を融合的に行い、更なる事業の「選択と集中」により、実施計画に盛り込まれた「小金井の将来を見据えた施策」を実現する予算』

と位置づけ、次の点を基本に編成しました。

- (1) 多様化高度化する市民ニーズに応え、残された課題を先送りすることなく、「愛着と誇りの持てるまち」、「自信と活力に満ちた、元気な小金井」を創造する。
- (2) 地方分権に伴う自治体間競争の中、「質の改革」を基本方針に据え、**変革と創造による自律的な自治体経営**を目指す。

2 予算規模

市全体の予算規模は約 5 6 8 億円と対前年度約 1 3 億円の減です。

一般会計は約 2 8 億円の増となりました。特別会計は約 4 1 億円の減となりました。

主な要因は、一般会計においては、武蔵小金井駅南口の再開発事業の進展、新設された後期高齢者医療特別会計に対する繰出金が増大となったこと等によるものです。

特別会計においては、後期高齢者医療特別会計約 1 9. 5 億円皆増、介護保険特別会計で約 3 億円、受託水道事業特別会計約 1 億円の増額に対し、老人保健医療特別会計が約 6 3 億円の減及び下水道事業特別会計で約 1. 5 億円の減となったものであります。

後期高齢者医療制度の運営は、区市町村で作る広域連合で、保険料率や保険料の決定、医療費の給付などの事務を行います。したがって老人医療保健特別会計にて計上されていた医療給付費等の予算は、広域連合にて予算措置されるため大きな変動となっています。

(単位：千円、%)

区 分		平成 2 0 年度	平成 1 9 年度	増 減	増 減 率
一 般 会 計		36,971,000	34,129,250	2,841,750	8.3
特 別 会 計	国民健康保険特別会計	8,888,756	8,874,993	13,763	0.2
	下水道事業特別会計	1,912,394	2,057,769	△ 145,375	△ 7.1
	受託水道事業特別会計	779,400	771,100	8,300	1.1
	老人保健医療特別会計	862,705	7,159,675	△ 6,296,970	△ 88.0
	介護保険特別会計	5,412,455	5,105,924	306,531	6.0
	後期高齢者医療特別会計	1,948,032	0	1,948,032	皆増
	計 (特別会計)	19,803,742	23,969,461	△ 4,165,719	△ 17.4
合 計		56,774,742	58,098,711	△ 1,323,969	△ 2.3

3 歳入の概要

市税は200億円を超え、国庫及び都支出金が大幅に伸びています。

歳入の根幹である市税の予算額は約201億円、対前年度約4億2,500万円2.2%の増となり自主財源の拡充となったところです。

国庫支出金では対前年度約8億3,700万円27.7%増、都支出金で約10億7,800万円29.2%増、これは武蔵小金井駅南口再開発事業の進展に伴う大幅な補助金の増加が主な理由となっています。

繰越金については、近年の決算の状況から2億円を見込みました。

市債については、全体で4,250万円、1.5%の減となり、いわゆる赤字債とされており、臨時財政対策債は、9億円と対前年度で1億円の減となっています。

(単位：千円、%)

款	平成20年度		平成19年度		対前年度比較	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	増減率
1 市 税	20,105,076	54.4	19,680,095	57.7	424,981	2.2
市 民 税	11,485,959	31.1	11,069,757	32.5	416,202	3.8
固 定 資 産 税	6,399,873	17.3	6,329,193	18.6	70,680	1.1
軽 自 動 車 税	39,239	0.1	38,672	0.1	567	1.5
市 た ば こ 税	529,881	1.4	597,765	1.7	△ 67,884	△ 11.4
都 市 計 画 税	1,650,124	4.5	1,644,708	4.8	5,416	0.3
2 地 方 譲 与 税	208,000	0.6	209,000	0.6	△ 1,000	△ 0.5
3 利 子 割 交 付 金	297,000	0.8	180,000	0.5	117,000	65.0
4 配 当 割 交 付 金	157,000	0.4	104,000	0.3	53,000	51.0
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	94,000	0.3	116,000	0.3	△ 22,000	△ 19.0
6 地 方 消 費 税 交 付 金	1,024,000	2.8	1,066,000	3.1	△ 42,000	△ 3.9
7 自 動 車 取 得 税 交 付 金	221,000	0.6	256,000	0.8	△ 35,000	△ 13.7
8 地 方 特 例 交 付 金	178,000	0.5	204,000	0.6	△ 26,000	△ 12.7
9 地 方 交 付 税	36,001	0.1	87,001	0.3	△ 51,000	△ 58.6
10 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	15,000	0.0	15,000	0.0	0	0.0
11 分 担 金 及 び 負 担 金	236,670	0.6	268,368	0.8	△ 31,698	△ 11.8
12 使 用 料 及 び 手 数 料	1,091,110	2.9	1,078,282	3.2	12,828	1.2
13 国 庫 支 出 金	3,855,481	10.4	3,018,603	8.8	836,878	27.7
14 都 支 出 金	4,764,047	12.9	3,686,037	10.8	1,078,010	29.2
15 財 産 収 入	20,476	0.1	82,666	0.2	△ 62,190	△ 75.2
16 寄 附 金	125,187	0.3	122,347	0.4	2,840	2.3
17 繰 入 金	1,295,052	3.5	929,911	2.7	365,141	39.3
うち財政調整基金繰入金	300,000	0.8	200,000	0.6	100,000	50.0
うち職員退職手当基金繰入金	350,000	0.9	150,000	0.4	200,000	133.3
18 繰 越 金	200,000	0.5	1	0.0	199,999	19,999,900.0
19 諸 収 入	283,300	0.8	218,839	0.7	64,461	29.5
20 市 債	2,764,600	7.5	2,807,100	8.2	△ 42,500	△ 1.5
建 設 事 業 債	1,864,600	5.1	1,807,100	5.3	57,500	3.2
臨 時 財 政 対 策 債	900,000	2.4	1,000,000	2.9	△ 100,000	△ 10.0
合 計	36,971,000	100.0	34,129,250	100.0	2,841,750	8.3

4 歳出の概要

(1) 目的別歳出

民生費、土木費、教育費が伸びています。

民生費は、対前年度約8億2,000万円の増で新設された後期高齢者医療特別会計の繰出金、わかたけ保育園耐震補強等工事、義務教育就学児医療費助成等による増です。

土木費は、約23億9,000万円の増で武蔵小金井駅南口再開発事業関連は約18億5,000万円増、小長久保公園用地取得費約1億1,000万円皆増、都市計画道路3・4・12号線整備関連予算では、約1億9,000万円増、主要地方道15号線整備関連事業は都からの委託事業で約3億7,000万円の事業として予定されています。

消防費は、約3,000万円の増で、消防自動車3台購入による約6,500万円の増等です。

教育費は、約1億1,000万円の増で、学校給食委託経費及び食器整備関連予算の増等です。

予備費は、約1億円の減となっています。

(単位：千円、%)

款	平成20年度		平成19年度		対前年度比	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	増減率
1 議会費	350,301	1.0	348,415	1.0	1,886	0.5
2 総務費	4,483,672	12.1	4,782,642	14.0	△ 298,970	△ 6.3
3 民生費	11,789,560	31.9	10,968,400	32.1	821,160	7.5
4 衛生費	4,043,635	10.9	4,130,250	12.1	△ 86,615	△ 2.1
5 労働費	16,511	0.1	15,947	0.1	564	3.5
6 農林水産業費	35,034	0.1	37,043	0.1	△ 2,009	△ 5.4
7 商工費	183,096	0.5	174,137	0.5	8,959	5.1
8 土木費	6,882,437	18.6	4,495,876	13.2	2,386,561	53.1
9 消防費	1,601,781	4.3	1,575,391	4.6	26,390	1.7
10 教育費	4,616,613	12.5	4,502,386	13.2	114,227	2.5
11 公債費	2,697,980	7.3	2,742,837	8.1	△ 44,857	△ 1.6
12 諸支出金	163,222	0.4	145,581	0.4	17,641	12.1
13 予備費	107,158	0.3	210,345	0.6	△ 103,187	△ 49.1
合計	36,971,000	100.0	34,129,250	100.0	2,841,750	8.3

(2) 性質別歳出

人件費は減、投資的経費、繰出金は伸びています。

性質別歳出においては、人件費では対前年度約2億3,100万円2.8%減で主な理由は、退職手当を含む職員給（一般職）が約1億5,000万円の減です。

扶助費では、約1億5,600万円3.1%増で、義務教育就学児医療費助成約5,100万円増、身体障害者更正医療給付で約4,700万円増等によるものです。

投資的経費は約23億7,500万円54.3%の大幅な増で、武蔵小金井駅南口再開発事業で約18億5,000万円の増、小長久保公園用地取得費約1億1,000万円皆増、都市計画道路3・4・12号線整備関連予算では、約1億9,000万円の増、主要地方道15号線整備関連事業では約3億7,000万円の都からの委託事業が予定されています。

積立金は、環境基金約2億8,000万円予算措置され、約1億9,800万円の増となっています。

繰出金は「後期高齢者医療特別会計」の創設により35億円を超える規模となり約3億7,300万円11.7%の増となっています。

(単位：千円、%)

区 分	平成20年度		平成19年度		対前年度比	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	増減率
人 件 費	8,081,159	21.9	8,312,348	24.4	△ 231,189	△ 2.8
うち退職手当	1,245,474	3.4	1,361,428	4.0	△ 115,954	△ 8.5
物 件 費	6,558,538	17.7	6,581,492	19.3	△ 22,954	△ 0.3
維持補修費	135,350	0.4	107,074	0.3	28,276	26.4
扶 助 費	5,158,603	14.0	5,002,831	14.7	155,772	3.1
補助費等	3,636,327	9.8	3,525,775	10.3	110,552	3.1
投資的経費	6,746,745	18.2	4,372,042	12.8	2,374,703	54.3
公 債 費	2,697,980	7.3	2,742,837	8.1	△ 44,857	△ 1.6
積 立 金	294,450	0.8	96,765	0.2	197,685	204.3
投資及び出資金 貸付金	4,401	0.0	601	0.0	3,800	632.3
繰 出 金	3,550,289	9.6	3,177,140	9.3	373,149	11.7
予 備 費	107,158	0.3	210,345	0.6	△ 103,187	△ 49.1
合 計	36,971,000	100.0	34,129,250	100.0	2,841,750	8.3

性質別歳出（構成比）

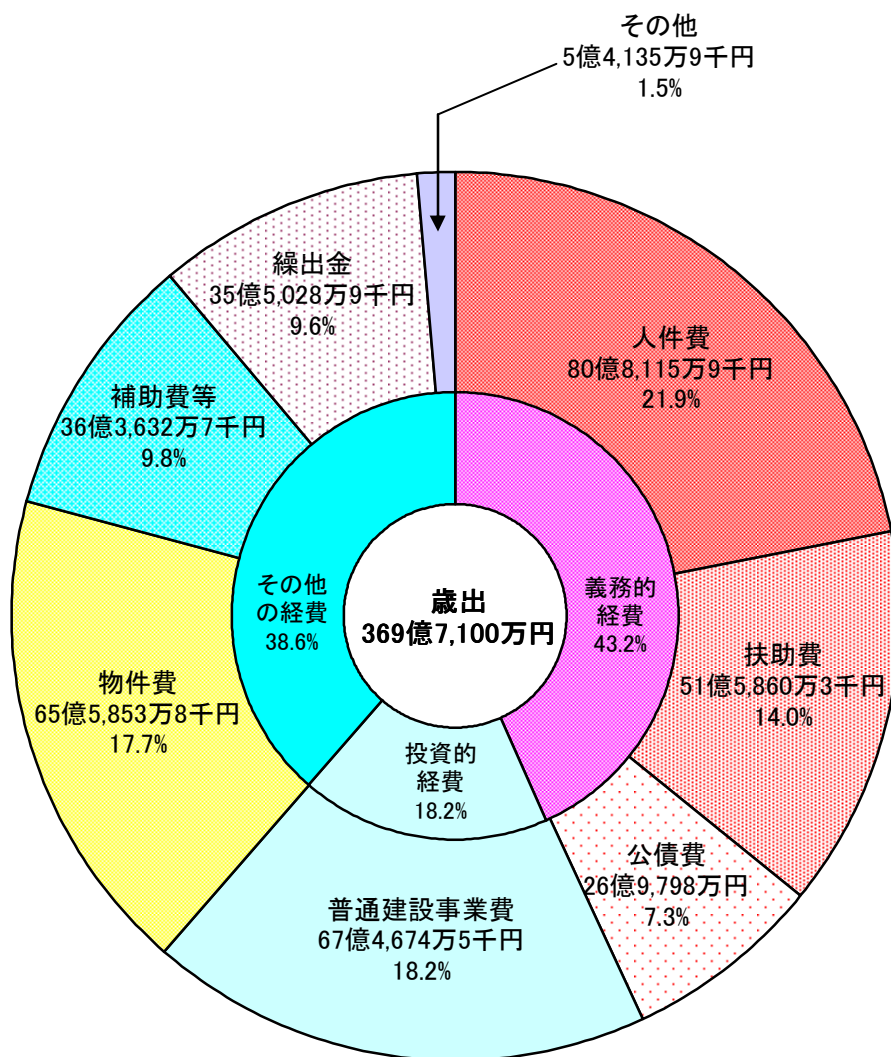
義務的経費は、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費で、人件費、扶助費、公債費に区分できます。平成20年度予算では43.2%です。

人件費の予算額は減少し、割合は24.4%から21.9%になりました。扶助費は社会保障制度の一環としての生活を維持するための経費ですが、予算額は増えましたが14.7%から14.0%と割合は減少しました。公債費は予算額、割合ともに減少し7.3%となりました。

投資的経費は、工事や公園用地取得の社会資本の整備等を行うための経費で予算額、割合ともに大幅に増額し18.2%となりました。

補助費等は、二枚橋衛生組合分担金が約5,000万円増え予算額は約1億円増ですが、割合は減り9.8%となりました。

繰出金は、新たに後期高齢者医療特別会計創設のため、約3億7,300万円の増、割合も増加し9.6%となりました。



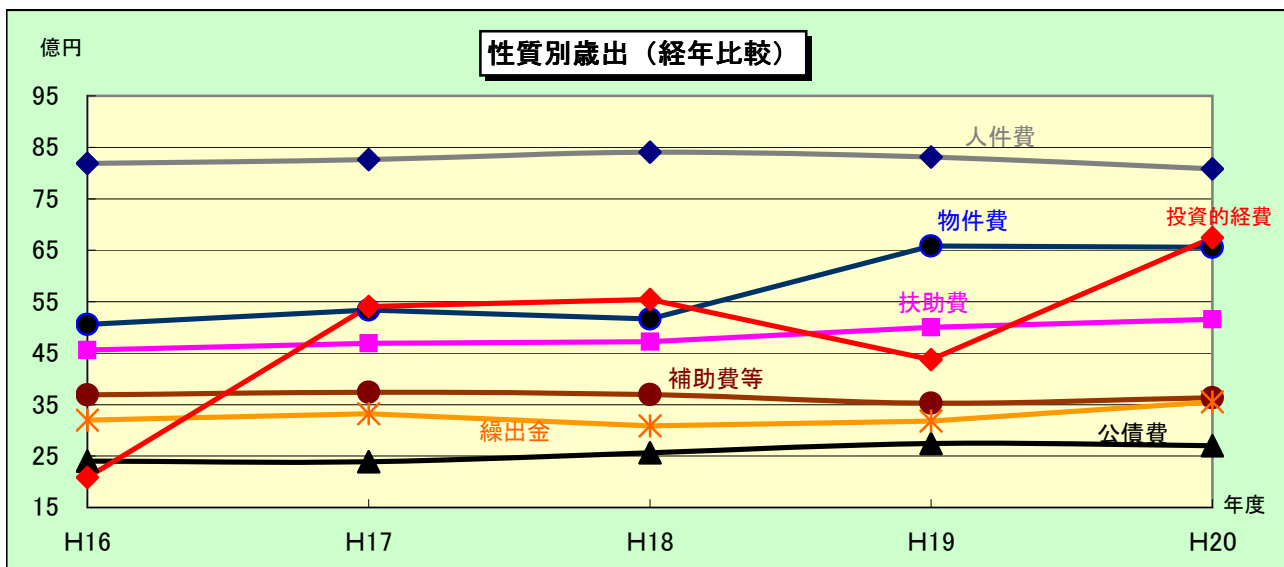
性質別歳出（経年比較）

義務的経費の平成20年度予算は、人件費では過去5年間で最低の約81億円、扶助費は徐々に増加し約51億円、公債費は約27億円で、徐々に増加傾向にあります。

物件費は平成19年度当初予算では約66億円となり前年度決算との比較で約14億円増加しました。主な理由は、二枚橋焼却場の全焼却炉が停止したことに伴い、ごみ処理経費が増大したこと及び市役所の電算システムを統合化した経費が増大した等のためです。

繰出金は平成20年度に後期高齢医療特別会計の創設により増加しています。

投資的経費は、平成16年度は暫定予算が続いたため約21億円ほどでしたが、平成17年度から武蔵小金井駅南口再開発事業等まちづくり関連予算が大幅に増加した事により約67億円となりました。



(単位：百万円、%)

区 分	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	
義務的経費	人件費	8,186	27.5	8,265	24.1	8,402	24.1	8,312	24.4	8,081	21.9
	扶助費	4,561	15.3	4,691	13.7	4,721	13.5	5,003	14.7	5,159	14.0
	公債費	2,405	8.1	2,387	7.0	2,562	7.4	2,743	8.1	2,698	7.3
	小計	15,152	50.9	15,343	44.8	15,685	45.0	16,058	47.2	15,938	43.2
物件費	5,059	17.0	5,338	15.6	5,165	14.8	6,581	19.3	6,559	17.7	
維持補修費	147	0.5	146	0.4	121	0.3	107	0.3	135	0.4	
補助費等	3,692	12.4	3,739	10.9	3,693	10.6	3,526	10.3	3,636	9.8	
積立金	384	1.3	963	2.8	1,530	4.4	97	0.2	295	0.8	
投資及び出資金・貸付金	20	0.1	20	0.0	22	0.1	1	0.0	4	0.0	
繰出金	3,196	10.8	3,323	9.7	3,084	8.9	3,177	9.3	3,550	9.6	
投資的経費	2,082	7.0	5,405	15.8	5,542	15.9	4,372	12.8	6,747	18.2	
予備費							210	0.6	107	0.3	
合 計	29,732	100.0	34,277	100.0	34,842	100.0	34,129	100.0	36,971	100.0	

※平成18年度までは普通会計決算ベース、平成19、20年度は一般会計当初予算

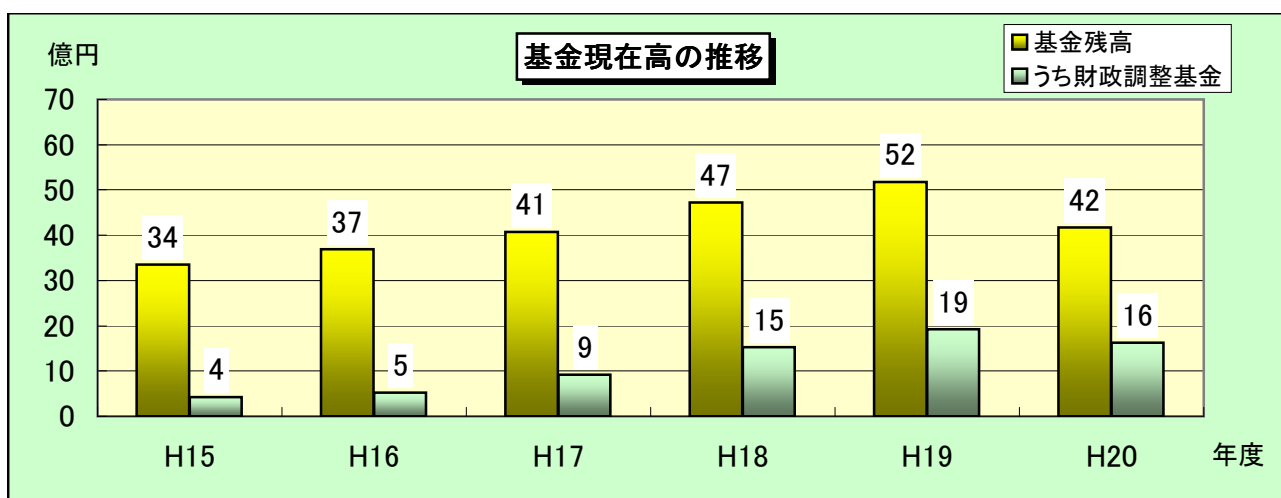
5 基金と市債の概要

(1) 基金の状況

一般家庭では貯金にあたります基金の残高ですが、平成15年度は約34億円でしたが平成19年度末決算見込みでは約52億円、平成20年度当初予算編成時では約42億円で約3億円積み立て、約13億円市民サービスに活用する予定です。

不測の事態や将来のために積み立てます財政調整基金は、平成15年度では約4億円でした。平成19年度末決算見込みでは約19億円まで積み立てますが、平成20年度当初予算編成時に3億円の取崩を予定し約16億円になります。

財政調整基金は予算の計画性及び年度間の不均衡調整のためにも重要ですが、平成18年度決算では多摩26市平均残高は約26億円ですので、他市と比較しますとまだまだ少ない状況にあります。今後とも基金の効率的活用と積極的に積立を推進していきます。



(単位：百万円)

区 分	平成18年度末 現在高	平成19年度末 現在高見込額	平成20年度末		
			積立見込額	取崩見込額	現在高見込額
財 政 調 整 基 金	1,525	1,928	5	300	1,633
庁 舎 建 設 基 金	90	121			121
保 養 施 設 建 設 基 金	22	22			22
職 員 退 職 手 当 基 金	801	802	2	350	454
教 育 施 設 整 備 基 金	18	16		1	15
市 営 住 宅 整 備 基 金	38	39	3		42
み ど り と 公 園 基 金	0	416	2	134	284
公 園 整 備 基 金	440				
都 市 再 開 発 整 備 基 金	394	434	1	400	35
鉄 道 線 増 立 体 化 整 備 基 金	761	663	2	100	565
文 化 セ ン タ ー 建 設 基 金	339	340	1		341
地 域 セ ン タ ー 等 建 設 基 金	95	95			95
地 域 福 祉 基 金	63	109		10	99
環 境 基 金	131	193	278		471
合 計	4,717	5,178	294	1,295	4,177

※公園整備基金の平成18年度末現在高、みどりと公園基金の平成19・20年度末現在高見込額は、長期借入分を除いています。

※土地開発基金は100万円未満のため除いています。

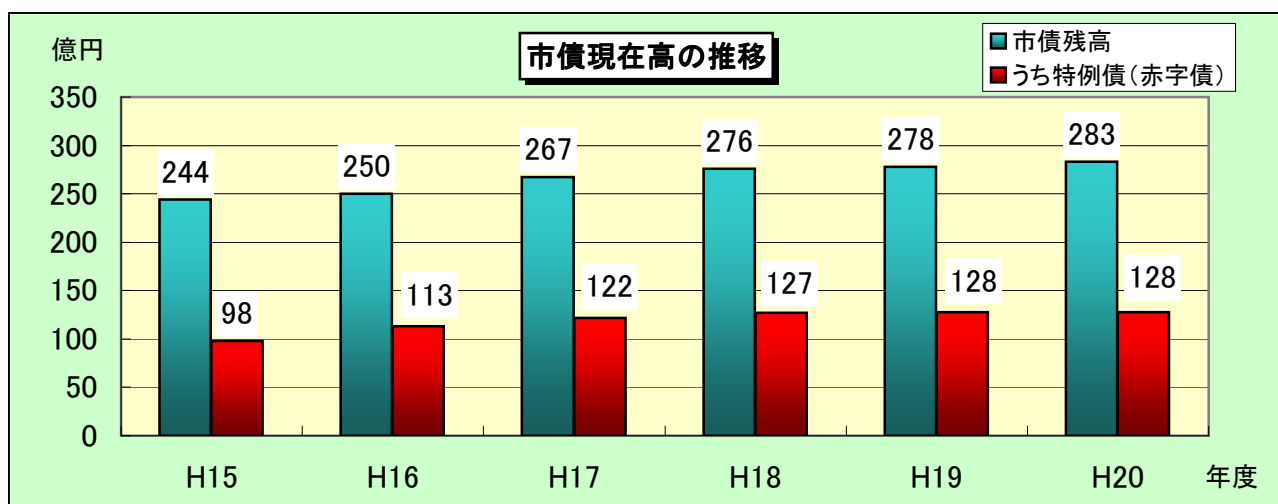
(2) 市債の状況

一般会計の市債（借金）の残高ですが、平成15年度から次第に増加している傾向にあります。特に問題なのは特例債いわゆる赤字債の問題です。

減税補てん債は、平成15年度では約57億円でしたが、平成19年度から廃止され平成20年度末見込では約45億円になります。

臨時財政対策債は平成13年度から国の地方財政政策のもと開始され、平成15年度では約32億円、平成20年度末見込では約80億円、借入額のピークは平成15年度約17億円でその後発行を抑制し平成20年度借入見込額は9億円となっています。

平成9年度に発行されました退職手当債は6億5,000万円10年償還で発行されましたが、平成20年度で償還が終わります。赤字債の残高については増加が止まりましたが、建設事業債は増加傾向となっていますので、市では市債についてできるだけ発行を抑制しています。



(単位：百万円)

区 分	平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末		
	現在高	現在高見込額	借入見込額	償還見込額	現在高見込額
建設事業債	14,834	14,988	1,864	1,349	15,503
特例債（赤字債）	12,743	12,835	900	908	12,827
減税補てん債	5,424	4,978	0	467	4,511
臨時収入補てん債	433	398	0	36	362
退職手当債	129	43	0	43	0
臨時財政対策債	6,757	7,416	900	362	7,954
合 計	27,577	27,823	2,764	2,257	28,330

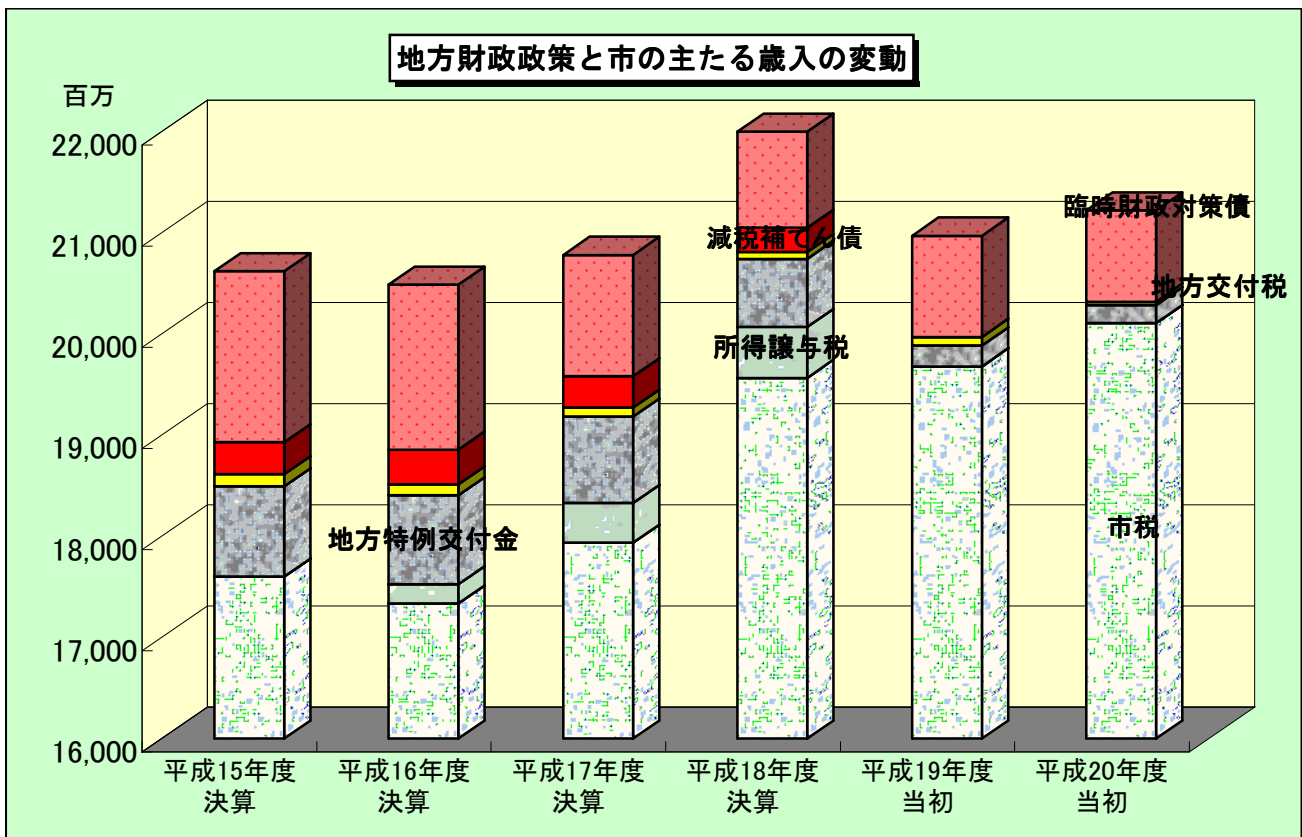
6 地方財政政策と市の主たる歳入の変動

平成18年度決算と比べて、平成19年度で約11億円、平成20年度では約8億円減っています。

市の歳入の基本は市民の皆さんが納めていただく市税です。

しかし市税だけでは様々な市民サービスを行うには、予算が不足しますので、国や都からの補助金のほか、地方の財政調整、財源調整のための「地方交付税」、地方への税源移譲に係る「所得譲与税」（平成16年度から平成18年度の暫定措置）、住民税恒久減税の補てん措置等に係る「地方特例交付金」、「減税補てん債」、地方財政の財源不足を交付税の代替として起債が認められる「臨時財政対策債」があります。

これらは毎年度国の地方財政計画に定められ、市の歳入に大きく影響があります。地方分権、税源移譲は、市独自の政策等が行いやすくなりますが、現実的には様々な問題があります。



(単位：百万円)

歳入	平成15年度決算	平成16年度決算	平成17年度決算	平成18年度決算	平成19年度当初	平成20年度当初
市税	17,600	17,338	17,936	19,566	19,680	20,105
所得譲与税	0	187	393	501	0	0
地方特例交付金	892	880	856	676	204	178
地方交付税	120	107	87	65	87	36
減税補てん債	317	345	309	242	0	0
臨時財政対策債	1,691	1,631	1,200	1,000	1,000	900
計	20,620	20,488	20,781	22,050	20,971	21,219
構成比	65.9%	60.2%	58.9%	60.2%	61.4%	57.4%
増減額		△132	293	1,269	△1,079	248
歳入総額	31,299	34,038	35,263	36,656	34,129	36,971

7 市（一般会計）から見た後期高齢者医療特別会計創設の影響

後期高齢者医療特別会計の創設により、約3億円市の負担が増えました。

老人保健制度は平成19年度で廃止され、平成20年4月1日より後期高齢者医療制度がスタートします。制度の運営は区市町村で作る広域連合で、保険料率や保険料の決定、医療費の給付などの事務を行います。したがって老人医療特別会計にて計上されていた医療給付費等の予算は、広域連合にて予算措置されます。

この新たな後期高齢者医療特別会計創設による、市（一般会計）から見た影響額ですが、歳出予算では約3億3,200万円増加し、歳入予算では約3,200万円増加したため、トータルで約3億円増となりました。

予算の変化

(単位：百万円)

歳出予算	平成20年度	平成19年度	増減	歳入予算	平成20年度	平成19年度	増減	一般財源 (歳出－歳入)
老人保健医療特別会計繰出金	57	441	△ 384					△ 384
老人医療に要する経費（事務費）	6	20	△ 14					△ 14
国民健康保険特別会計繰出金				国民健康保険基盤安定負担金 (国庫支出金)	15	22	△ 7	8
保険基盤安定分繰出金	110	143	△ 33	国民健康保険基盤安定負担金 (都支出金)	67	101	△ 34	
後期高齢者医療特別会計繰出金	(808)	(0)	(808)					
療養給付費繰出金	548	0	548					548
事務費繰出金	59	0	59					59
保険基盤安定繰出金	97	0	97	後期高齢者医療保険基盤安定負担金	73	0	73	24
保険料軽減措置繰出金	62	0	62					62
健康診査費繰出金	16	0	16					16
その他繰出金	26	0	26					26
後期高齢者医療広域連合に要する経費（事務費）	2	26	△ 24					△ 24
計	983	630	353		155	123	32	321
特定健康診査に係る繰出金	21	0	21					21
特定健康診査分を除いた経費	962	630	332		155	123	32	300

8 市の家計簿

・・・もし小金井市が年収542万円（平成19年度を500万円）の家庭だったら・・・

市の財政と家庭の家計ではしくみが違いますが、分かりやすくするために、家計簿に置き換えてみました。

平成20年度は、給料（市税）は少し上がりそうですが、医療費（扶助費）や、家の大きな改修や車の購入（投資的経費）、子供への仕送り（特別会計への繰入金）も増えます。

ですから親の仕送り（国・都支出金）が増え、貯金の取崩し（基金繰入金）も増えます。

さらに食費（人件費）も節約します。

【小金井市の家計簿】

【収入】

【支出】

項目		平成20年度	平成19年度	項目		平成20年度	平成19年度		
自主財源	市税	給料	295万円	288万円	義務的経費	人件費	食費	119万円	122万円
	分担金及び負担金等	パート収入	24万円	23万円		扶助費	医療費	76万円	73万円
	財産収入 寄付金	家賃収入	2万円	3万円		公債費	ローン返済	39万円	41万円
	繰入金	貯金の取崩し	19万円	14万円		小 計		234万円	236万円
	繰越金	去年の余り	3万円	0万円	物件費	光熱水費や被服費などの生活費	96万円	96万円	
	小 計		343万円	328万円	維持補修費	家や車の修理代	2万円	2万円	
依存財源	国都支出金 地方譲与税等	親からの仕送り	159万円	131万円	補助費等	クラブ活動費やサークル、会合の会費	53万円	51万円	
	市債	ローン借入	40万円	41万円	積立金	貯金	4万円	1万円	
	小 計		199万円	172万円	繰入金	子供への仕送り	52万円	47万円	
合 計		542万円	500万円	投資的経費	家の増改築や車の購入等	99万円	64万円		
				予備費	緊急必要な時に使えるお金	2万円	3万円		
				小 計		308万円	264万円		
				合 計		542万円	500万円		

歳入（家計簿）

（単位：千円，％）

	平成20年度		平成19年度		家計簿で たとえると	平成20年度	平成19年度	増 減		
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比						
自主財源	市 税	20,105,076	54.4	19,680,095	57.7	給料	295万円	288万円	7万円	
	分担金及び負担金	236,670	0.6	268,368	0.8	パート収入	20万円	20万円	0万円	
	使用料及び手数料	1,091,110	2.9	1,078,282	3.2					
	財 産 収 入	20,476	0.1	82,666	0.2	家賃収入	2万円	3万円	△ 1万円	
	寄 附 金	125,187	0.3	122,347	0.4	貯金の取崩し	19万円	14万円	5万円	
	繰 入 金	1,295,052	3.5	929,911	2.7					
	繰 越 金	200,000	0.5	1	0.0	去年の余り	3万円	0万円	3万円	
	諸 収 入	283,300	0.8	218,839	0.7	パート収入	4万円	3万円	1万円	
	小 計	23,356,871	63.1	22,380,509	65.7	小 計	343万円	328万円	15万円	
依存財源	地方譲与税	208,000	0.6	209,000	0.6	親からの 仕送り	159万円	131万円	28万円	
	利子割交付金	297,000	0.8	180,000	0.5					
	配当割交付金	157,000	0.4	104,000	0.3					
	株式等譲渡所得割交付金	94,000	0.3	116,000	0.3					
	地方消費税交付金	1,024,000	2.8	1,066,000	3.1					
	自動車取得税交付金	221,000	0.6	256,000	0.8					
	地方特例交付金	178,000	0.5	204,000	0.6					
	地方交付税	普通	1	0.0	1					0.0
		特別	36,000	0.1	87,000					0.3
		小 計	36,001	0.1	87,070					0.3
	交通安全対策特別交付金	15,000	0.0	15,000	0.0					
	国庫支出金	3,855,481	10.4	3,018,603	8.8					
	都 支 出 金	4,764,047	12.9	3,686,037	10.8					
地 方 債	2,764,600	7.5	2,807,100	8.2	ローン借入	40万円	41万円	△ 1万円		
小 計	13,614,129	36.9	11,748,741	34.3	小 計	199万円	172万円	27万円		
合 計	36,971,000	100.0	34,129,250	100.0	合 計	542万円	500万円	42万円		

歳出（家計簿）

（単位：千円，％）

		平成20年度		平成19年度		家計簿で たとえると	平成20年度	平成19年度	増 減
		当初予算額	構成比	当初予算額	構成比				
義務的経費	人件費	8,081,159	21.9	8,312,348	24.4	食費	119万円	122万円	△ 3万円
	扶助費	5,158,603	14.0	5,002,831	14.7	医療費	76万円	73万円	3万円
	公債費	2,697,980	7.3	2,742,837	8.1	ローン返済	39万円	41万円	△ 2万円
	小計	15,937,742	43.2	16,058,016	47.2	小計	234万円	236万円	△ 2万円
	物件費	6,558,538	17.7	6,581,492	19.3	光熱水費や被服費などの生活費	96万円	96万円	0万円
	維持補修費	135,350	0.4	107,074	0.3	家や車の修理代	2万円	2万円	0万円
	補助費等	3,636,327	9.8	3,525,775	10.3	クラブ活動費やサークル、会合の会費	53万円	51万円	2万円
	積立金	294,450	0.8	96,765	0.2	貯金	4万円	1万円	3万円
	投資及び出資金・貸付金	4,401	0.0	601	0.0	投資	0万円	0万円	0万円
	繰出金	3,550,289	9.6	3,177,140	9.3	子供への仕送り	52万円	47万円	5万円
	投資的経費	6,746,745	18.2	4,372,042	12.8	家の増改築や車の購入等	99万円	64万円	35万円
	予備費	107,158	0.3	210,345	0.6	緊急必要な時に使えるお金	2万円	3万円	△ 1万円
	小計	21,033,258	56.8	18,071,234	52.8	小計	308万円	264万円	44万円
	合計	36,971,000	100.0	34,129,250	100.0	合計	542万円	500万円	42万円

9 主な事業

(単位：千円)

市制施行50周年記念事業	
市制施行50周年記念式典 10月5日に市制施行50周年を祝し、記念式典を行い、名誉市民・市政功労者表彰等を併せて行います。	4,591
市制施行50周年記念事業等補助金 市制施行50周年を市民の力で盛り上げていくため、事業提案を公募のうえ、認定された記念イベント1件に300万円、冠事業20件に各5万円を補助します。	4,000
その他の市制施行50周年記念事業 8市長サミット・シンポジウム・アイデアコンペから成る「雨と生きる都市50年の継承」、市のイメージキャラクターの制作、市勢要覧作成、市史（小金井桜編）編さん等、市制施行50周年にふさわしい事業を行います。	42,251
みどり豊かで快適な魅力あるまち（環境と都市基盤）	
環境マネジメントシステム構築支援委託料 環境基本計画および事務活動における環境配慮等の進行管理を行うための市独自のシステムを構築します。	7,000
新焼却施設建設計画に要する経費 新焼却施設建設スケジュールに基づき市民検討委員会の運営を支援するとともに、同委員会からの答申を踏まえ、市民説明会等を開催します。	12,353
燃やすごみの処理（広域支援等）に要する経費 市から排出される燃やすごみを、広域支援により多摩地域の各処理施設で処理します。	790,497
可燃粗大ごみ運搬処理委託料 可燃ごみ減量施策として、可燃粗大ごみを民間業者でバイオマス発電燃料化します。	8,232
生ごみ減量化処理機器購入費補助金 市民の皆さんが設置した生ごみ減量化処理機器の購入費用の一部を補助します。（【電動式】1,000件・補助の上限額50,000円・補助率4/5、【手動式】50件・補助の上限30,000円・補助率4/5、【容器】50件・補助の上限額8,000円・補助率4/5）	45,250
剪定枝処理委託料 可燃ごみ減量施策として、一般家庭から排出される剪定枝の一部について、焼却処理から資源化処理へ変更します。	2,625
コミュニティバスに要する経費 新規路線開通に伴い、区画線補修、カラー舗装等、事業者に対する運行経費等を補助（南側3路線、ムーバス分、新規路線分（バス停標識設置経費等を含む））します。	54,110
公園・道路美化協働制度に要する経費 環境美化に対する意識の向上を図ることを目的に、アダプトプログラム制度を実施します。	1,722
都道134号線整備に要する経費 整備に係る築造工事および設計、電線共同溝設置工事、用地取得、物件補償等（みちづくり・まちづくりパートナー事業）を行います。	546,856
主要地方道15号線整備に要する経費 武蔵小金井駅南口から前原坂上交差点までの区間の拡幅整備に係る用地取得、物件補償、道路予備修正設計および電線共同溝予備設計委託等を行います。	356,192
J R中央本線連続立体交差事業負担金 東区間の高架上り線築造工事および平成21年度末をめどに東区間の高架化を進めます。	800,369
武蔵小金井駅南口第1地区第一種市街地再開発事業費 共同施設整備、区画道路および市道396号線南側部分を整備します。	2,399,949
東小金井駅北口土地区画整理事業費 仮換地の指定、補償に伴う建物調査、整地・移転開始、道路築造工事、都市計画決定（用途地域の見直し、地区計画の決定等）の手続きに必要な図書等の作成および区画整理事業用地一部取得等を行います。	236,632

(単位：千円)

都市計画道路3・4・12号線整備に要する経費 整備に係る用地取得、築造工事および電線共同溝設置工事等を行います。	296,353
小長久保公園用地取得に要する経費 小長久保公園の用地を取得します。	109,242
いきいきとした暮らしを支えるまち（地域と経済）	
小金井市農業経営者クラブ子供農業体験塾補助金 農業経営者クラブが、小学生を対象に農産物の生産を通じ、自然の恵みと食の大切さの理解を深めることを目的として実施する「農業体験塾」事業を補助します。	400
認定農業者制度導入に要する経費 平成20年度より認定農業者制度を導入します。	769
地域資源活用プロジェクト委託料 「水湧く（みわく）プロジェクト構想」（東京都、三鷹市、小金井市共同策定）に基づく事業を引き続き推進し、地域資源「江戸東京野菜」を活用したフェアを春と秋の2回実施します。	3,159
小金井市商工会補助金 小金井市商工会に対し、地域総合振興事業のうち新たに収益事業研究費、経営改善プラン支援事業費、農工大学連携型起業家育成施設関連事業費を補助します。	12,804
農工大多摩小金井ベンチャーポート入居者賃料補助金 大学連携型起業家育成施設（農工大小金井キャンパス内）の開設に伴い、地元自治体として入居者の賃料を補助します。	13,333
豊かな人間性をはぐくむふれあいのあるまち（文化と教育）	
中東和平プロジェクトin小金井実行委員会補助金 イスラエル・パレスチナ紛争地域の遺児を日本に招き、市民との平和国際交流を図ります。	2,000
学校図書館活動充実委託料 小・中学校への専門的知識を有する補助員の配置を、週1回から週2回にし、学校図書活動の充実を図ります。	10,472
特別支援教育に要する経費 小学校通級学級に学習指導員を配置することにより、小学校通級学級児童の在籍校を巡回し、通常の学級におけるサポートを行います。	7,017
小学校学校施設整備に要する経費 東・南小学校校舎耐震補強工事、第二小学校運動場芝生整備工事および第一・第三・前原小学校給水設備改修工事等を行います。	590,409
中学校学校給食に要する経費 給食用食器改善として、強化磁器、トレー、保管庫等を購入します。	46,041
中学校学校施設整備に要する経費 第一中学校校舎耐震補強工事（その2）および、東中学校校舎耐震補強工事等を行います。	432,874
第2次生涯学習推進計画作成委託料 第2次生涯学習計画（平成21～25年度）を策定します。	2,410
放課後子どもプラン事業に要する経費 コーディネータの増（2人→3人）等、事業の充実を図ります。	6,907
公民館維持管理に要する経費 貫井南分館耐震補強工事、緑分館改修工事（省エネルギー対策を含む）を行います。	62,000
栗山公園健康運動センター維持管理に要する経費 省エネルギー対策等工事、プール自動制御機器交換修繕、真空式ボイラー消耗部品交換修繕およびアクアシステム電子温度調節器センサー修繕等を行います。	91,375

(単位：千円)

安心してらせる生きがいのあるまち（福祉と健康）	
障害者計画等改訂に要する経費 障害者計画および障害福祉計画（第2期）について、運営協議会を実施し、改訂を行ないます。	9,028
通所サービス利用促進事業補助金 生活実習所において、重度知的障害者の送迎に係る費用の一部を補助します。	3,000
地域密着型サービス拠点等施設整備費補助金 市内の小規模多機能型居宅介護施設（1施設）、認知症高齢者グループホーム（1施設）の建設費を補助します。	30,000
認知症高齢者グループホーム防火対策緊急整備費補助金 平成20年度中に整備予定の認知症高齢者グループホーム（2ヶ所）に設置する防火設備整備費の一部を補助します。	5,200
小金井にし地域包括支援センター整備等補助金 市北西部に小金井にし地域包括支援センターを開設（平成20年10月）し、初度調弁費用および家賃助成等を補助します。	13,211
民間保育所建設費補助金 高城山保育園が移転改築（貫井南町→新小金井駅前）することに伴い施設整備費を補助します。（平成21年4月開園予定・移転後名称「こむぎ保育園」）	55,035
保育室・家庭福祉員事業に要する経費 家庭福祉員（保育ママ）を増員し、待機児童の解消を図ります。	46,831
のびゆくこどもプラン小金井策定に要する経費 次世代育成支援対策推進法に基づき前期分（平成17～21年度）に引き続く後期分（平成22～26年度）について、ニーズ調査、アンケート調査を行い、素案を作成します。	4,229
保育対策等促進事業補助金 病児・病後児保育事業、障害児受入事業等を実施する民間認可保育園に対して補助します。	3,555
認証保育所運営費等補助金（開設準備経費） 保育室として運営しているNPO法人回帰船保育所が駅前A型認証保育所に移行することに伴う開設準備経費を補助します。（平成20年9月開所予定）	13,000
児童館増築・改修に要する経費 緑児童館増築工事（中・高校生向け事業の拡充のため増築）および緑児童館改修工事等を行います。	18,566
わかたけ保育園耐震補強等工事に要する経費 わかたけ保育園（昭和45年開園）の園舎の耐震補強工事等を行います。	78,145
学童保育所増築・建替に要する経費 たまむし学童保育所増築工事、さわらび学童保育所建替工事設計委託およびまえはら学童保育所建替工事設計委託等を行います。	23,843
妊婦健康診査に要する経費 妊婦健診の公費助成回数を2回から5回に増加します。	27,612
里帰り妊婦健康診査受診費助成 里帰り出産が増加していることに伴い、都外での健診費用5回分を上限に助成します。	1,000
基本構想の実現のために（計画の推進）	
第4次基本構想・前期基本計画策定支援委託料 平成20年度～22年度の3年間で第4次基本構想・前期基本計画を策定するにあたり、平成20年度は市民意向調査、「小金井市の現況」作成、基本構想・前期基本計画策定のための庁内検討委員会等を実施します。	13,650
プラスチックごみ収集運搬委託料 プラスチックごみ収集を民間委託します。	81,900
学校給食調理委託料その2 東中、緑中、南中の給食調理を民間委託します。	67,706

10 財常用語

◇予算編成方針

地方自治体の長がある施策を実施するためには、予算編成の基本を定め、それに必要な経費を確実な財源の裏付けをもって、予算上に具体的に示さなければなりません。この予算編成の基本が予算編成方針です。

小金井市では、市長が会計年度ごとに予算の編成方針を定め、当初予算の編成方針は、前年度の11月1日までに各部長等に示します。

◇実施計画

市では行政施策の最上位計画である「小金井市第3次基本構想」を平成13年度から平成22年度を計画期間として定め、その基本計画で明らかにされた施策を計画的に実施するため、財政的裏付けと事業年度を明らかにしたものが実施計画（計画期間3年）です。

◇一般会計と特別会計等

○会計の区分

地方公共団体の会計は単一のものが原則ですが、地方公共団体の事務は複雑多岐にわたっており、一つの会計ですべてを処理することが困難ですので、市では、一般会計、特別会計に区分しています。

○一般会計

福祉、教育、道路整備、ごみ処理など地方公共団体が基本的にすべき事業のための会計です。

○特別会計

特定の事業を行なうための歳入歳出を、一般会計と区分して別に処理する必要がある場合に設置する会計です。国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計、受託水道事業特別会計、老人保健医療特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の6事業です。

○普通会計

総務省で定める基準により、各地方自治体の財政状況の把握、地方自治体間の財政比較等のために用いられる統計上、観念上の会計をいいます。

※他団体との比較が同条件下でできることから、決算分析に広く活用されている会計区分です。

◇歳入

○市税

市民の皆様から納めていただく市の税金です。具体的には、市民税・固定資産税・軽自動車税・市たばこ税・都市計画税です。

○地方譲与税

徴収の利便性などの問題から、一旦国税として徴収されその後、市町村に譲与される税をいいます。地方道路譲与税や自動車重量譲与税などがあります。いずれも、市町村道の面積や延長を基準として配分し譲与されます。

○利子割交付金

利子課税20%は、所得税（国税）15%と利子割（都民税）5%として徴収されます。利子割の一部（57%）が個人都民税の取扱額に基づき按分で都から区市町村に交付されるものです。

○配当割交付金

配当課税のうち5%（平成16年1月1日～平成21年3月31日までの間は3%）が都税として徴収され、その一部が個人都民税の取扱額に基づき按分で都から区市町村に交付されるものです。

○株式等譲渡所得割交付金

株式等譲渡所得課税のうち5%が都税（平成16年1月1日～平成20年12月31日までの間は3%）として徴収され、その一部が個人都民税の取扱額に基づき按分で都から区市町村に交付されるものです。

○地方消費税交付金

消費税の5分の1は地方消費税として、都道府県並びに市町村に1/2ずつ交付されます。交付額は、その市町村の国勢調査の人口や事業所統計の従業者数を基準に配分されます。

○自動車取得税交付金

都に納付された自動車取得税の約70パーセントが市町村に交付され、交付額は、市町村道の面積や延長を基準として配分されます。

○地方特例交付金

地方特例交付金は、平成11年度に恒久的な減税に伴い住民税の減収を補てんするために創設され、交付税の交付、不交付を問わず、減収見込み額の4分の3相当額からたばこ税の地方譲与分を除いた額が交付されてきました。

平成18年度からは、従来の減税補てん分は税制改正（定率減税の半減）に伴い大幅減額となり、新たに児童手当分が創設されました。

平成19年度からは、減税補てん分は定率減税制度と併せて廃止となりましたが、国は3年間の暫定措置として「特別交付金」を創設し、平成22年度廃止の予定になっています。

平成20年度は、地方特例交付金に減収補てん特例交付金分として住民税の住宅ローン控除減収分が加算されます。

○地方交付税

市町村によって生じている税収入の格差を是正し、一定の行政水準を保つために国から交付される交付金をいいます。国税3税（所得税、酒税、法人税）に消費税、たばこ税を加えた5税が原資となっています。

交付税には、市町村が標準的な行政を行なうために財源を保障するために交付される「普通交付税」と各市町村の特殊事情によって生じた財政需要を補うための「特別交付税」があります。

○交通安全対策特別交付金

市町村が道路交通安全施設の整備を行なう経費に充てるため、交通反則金を市町村の交通事故発生件数等を基準に配分し交付されます。

○分担金及び負担金

市町村が一部や特定の者に対し特に利益のある事務事業を行なう場合に、その必要な費用に充てるため、利益を受ける者から徴収するお金を分担金といいます。

一方、負担金も一定の事務事業について特別の利害関係がある人から、その事業に必要な経費を、受益の受ける程度に応じて市が課する金銭的な給付を言い、両者はよく似た性格をもっています。

○使用料及び手数料

使用料は、市町村が所有し又は管理している施設を利用する時に、市町村に納付されるお金をいいます。また、納付された使用料はその施設を維持、管理するための経費の財源となります。

手数料は、市町村が特定の人のために行なう行政サービスの対価として市町村に納付されるお金をいいます。納付された手数料はその行政サービスを行うための経費の財源となります。

使用料も手数料も、市町村が徴収するためには、法令や条例に定める必要があります。

○国庫支出金・都支出金

市町村が行なう事務事業に、何らかの必要性に基づいて、国（都）が経費の一部又は全部として市町村に給付される収入をいいます。また、その性格により、負担金、補助金、委託金に区分されます。

○財産収入

市町村が所有する財産等を貸し付ける事によって生じる対価や基金の運用利息等の財産運用収入と、市町村の財産を譲渡すること等により生じる財産売り払い収入があります。

○寄付金

市町村に対する金銭の無償譲渡のことをいいます。寄付金の使途を指定し

ない一般寄付金と用途を指定した指定寄付金があります。

○繰入金

一般会計、特別会計、基金の間において相互に資金運用の方法として、各会計等の経理する資金を他の会計で受け入れる時の収入をいいます。

○繰越金

前年度の決算で生じた余剰金を、次年度の歳入に編入する時の収入をいいます。

○諸収入

一般会計における歳入科目のひとつで、特定の歳入のための科目ではなく、他の収入科目に含まれない収入をまとめた科目の名称で普通預金の利子等様々な収入があります。

○地方債（市債）

道路整備や学校建設など、一時的に多額の費用がかかる事業を実施するために、市が長期にわたり借り入れする資金のことです。道路や公共の建物などは、将来にわたって利用に供されることから、次世代の方にも費用を負担していただくという意味で、世代間の公平性という観点からも市債（地方債）を財源とすることができるとされています。

◎所得譲与税

所得譲与税は、国の三位一体の改革により平成16年度に創設され、国から地方への本格的な税源移譲を行うまでの間の措置として、平成18年度まで国税である所得税の一部が地方公共団体に対して譲与されたものです。

◎三位一体の改革

三位一体の改革は、日本において国と地方公共団体に関する行財政システムに関する3つの改革、すなわち（1）国庫補助負担金の廃止・縮減、（2）税財源の移譲、（3）地方交付税の一体的な見直し、をいいます。

国全体で約4.7兆円の国庫補助負担金の廃止・縮減、約3兆円の税源移譲、約5.1兆円の地方交付税改革が実施されました。

◇目的別歳出

地方公共団体の経費を、行政目的によって分類したもの。

○議会費

議会の活動にかかる経費です。

○総務費

全般的な事務や市の総合計画づくり、財産管理、統計、税の課税や徴収などの事務にかかる経費です。

○民生費

高齢者、身体障害者、児童などを対象とした福祉事業にかかる経費です。

○衛生費

病気予防のための各種検診や環境対策、ごみ処理などにかかる経費です。

○労働費

失業対策や勤労者のための各種施設の設置、管理にかかる経費です。

○農林水産業費

農林水産業の振興や農・林道の整備、漁港整備などにかかる経費です。

○商工費

商工業の振興、観光事業にかかる経費です。

○土木費

道路、公園、河川の整備、都市計画などにかかる経費です。

○消防費

火災予防や消火・救急救助活動などにかかる経費です。

○教育費

小中学校、幼稚園、社会教育活動、図書館、スポーツ振興などにかかる経費です。

○公債費

市債（借金）を返済するための経費です。

○諸支出金

他のどの支出科目にも目的が該当しない科目で、土地開発公社に要する経費等です。

○予備費

当初予想していない予算外の支出が生じた時や、歳出予算計上額が不足した時に充当される経費です。

◇性質別歳出

総務省の普通会計の基準に基づき、歳出経費を性質（人件費、物件費など）によって分類したものです。経費の経済的性質に着目した歳出の分類であり、義務的経費、投資的経費及びその他の経費に大別することができます。

○義務的経費

地方公共団体の歳出のうち、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費で、職員の給与等の人件費、生活保護費等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費からなっています。

●人件費

職員等に対し、勤労の対価・報酬として支払われる経費です。

●公債費

地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の支払いに要する経費です。

●扶助費

社会保障制度の一環として生活困窮者、身体障害者等に対してその生活を維持するために支出する経費です。

○物件費

物財調達のための一切の経費（賃金、旅費、消耗品費、備品購入費、委託料等）です。

○維持補修費

地方公共団体が管理する公共用施設等の効用を保全するための経費です。

○補助費等

補助費等の項目とされる支出事項は、支出の目的・根拠・対象等によって多種多様で、人件費や維持補修費のように字句だけでは判断しにくいものも含まれます。（報償費、補助金、賠償金、寄付金、補償費等）

○積立金

特定の目的のために財産を維持し、又は資金を積み立てるために設けられた基金等に積み立てる経費です。

○投資及び出資金

地方公共団体が財産を有利に運用するための手段として国債・地方債を取得する場合や公益上の必要性等の見地から会社の株式を取得したり、新たに共同して株主となる場合等に支出する経費です。

○貸付金

地方公共団体が直接あるいは間接に地域住民の福祉増進を図るための現金の貸付けに要する経費です。

○繰出金

一般会計と特別会計又は特別会計相互間において支出される経費（各会計の赤字補てんの目的のために支出されるもの等）です。

○投資的経費

道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備等に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費から構成されています。

◇基金

基金とは、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、基金を積み立て、または定額の資金を運用するために設けられるものです。

◇財政調整基金

年度間の財源の不均衡を調整するための基金で、計画的な財政運営を行うために、財源に余裕のある年度に積立を行い、財源不足が生じる年度に活用するためのものです。また、各年度において決算上剰余金を生じた時は、その全部又は一部を積み立てることとなっています。不測の事態や将来の大きな事業に備えて、一定額貯めておかなければなりません。

◇建設事業債と特例債（赤字債）

地方財政法第5条に基づいて発行される地方債は5条債、特例法に基づいて発行される地方債は特例債と呼ばれています。また地方債を起債目的別に分類すると、建設事業債と赤字地方債に区分され、建設事業債は公共施設等ストックとして、将来に残る支出に充てるために発行される地方債をいい、5条債は建設事業債に該当します。そのほか特定目的事業の財源として発行される特例債も建設事業債に該当します。赤字地方債は、一般財源と同様、用途が限定されていない地方債をいい、地方財政対策のために発行される地方債が、赤字地方債に該当します。

○臨時財政対策債

地方財政の財源不足対策において、国と地方が折半して負担することにしたことによる地方負担分の補てん措置として、「地方財政法」の規定に基づき、特例として起債が認められるもので、いわば普通交付税の振り替わりの性格を持つものとされています。

○住民税等減税補てん債（減税補てん債）

恒久的な減税等地方税の減収を補てんするため現在「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律」「地方財政法」の規定に基づき、特例的に起債が認められるもので、いわば市税の振り替わりの性格を持つものとされています。

○臨時税収補てん債

臨時税収補てん債とは、地方消費税の収入が平成9年度において平年度化していないことに伴う影響に対処するために発行したものです。

○退職手当債

退職手当債は、地方公共団体が、財政の健全化を図るため、退職する職員に支払う退職手当の財源に充てるために起こす地方債であり、退職により節減される経費を償還財源に充て、加えて将来の財政構造の健全化にも寄与するものとして発行が許可されるものです。

本市では平成9年度に6億5,000万円発行され、平成20年度に償還が終了します。